栃木県岩石採取計画認可事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第６号。以下「規則」という。）、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年経済産業省令第８号）、栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年栃木県条例第５号）及び栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成16年栃木県規則第17号）に定めるもののほか、採石業者の登録及び岩石の採取計画の認可に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（認可の申請）

第２条　法第33条の３の規定により法第33条の認可の申請をしようとする者は、別記様式第１号による申請書を、知事に提出するものとする。

２　前項の申請をしようとする者は、別記様式第２号による岩石の採取に伴う災害防止及び採取計画の履行に関する連帯保証書（原則として、県内に認可を受けた岩石採取場を有する採石業者２者以上）を、申請書とともに提出するものとする。ただし、次に掲げる団体の、岩石の採取に伴う災害防止及び採取計画の履行に関する保証書を提出する場合は、この限りでない。

　　一　栃木県砕石工業協同組合

　　二　栃木県陸砂利採取業協同組合

（書面による提出の場合）

第３条　前条第１項の申請書は、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）第２条の規定に基づき、岩石採取場（以下「採取場」という。）が所在する市町の長に正本１部及び副本２部を提出するものとする。ただし、当該採取場が複数の市町にまたがって所在する場合は、知事が指定する市町の長に正本１部及び当該採取場の所在地を管轄する労働基準監督署の数に１を加えた部数の副本を、その他の市町の長に副本１部を提出するものとする。

２　当該市町の長は、前項の申請書を受理したときは、受付年月日を押印し、正本１部及び当該採取場の所在地を管轄する労働基準監督署の数と同じ部数の副本を、５日以内に知事に送付するとともに、当該申請に係る採取計画に対する意見書を20日以内に知事に送付するものとする。

３　知事は、前項により申請書の送付を受けたときは、当該申請に係る岩石の採取に伴う災害の防止等について、別記様式第３号により当該採取場の所在地を管轄する労働基準監督署の意見を聴くものとする。

（電子申請による提出の場合）

第３条の２　第２条第１項の申請書は、前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提出することができる。

２　知事は、前項の申請書を受理したときは、副本を電子メール等により採取場が所在する市町の長に送付するものとする。

３　市町の長は、前項の規定により副本の送付を受けたときは、当該申請に係る採取計画に対する意見書を20日以内に知事に送付するものとする。

４　知事は、第１項の規定により申請書の提出を受けたときは、岩石の採取に伴う災害の防止等について、別記様式第３号により当該採取場の所在地を管轄する労働基準監督署の意見を聴くものとする。

（添付書類等）

第４条　第２条第１項の申請書に添付する書類は、規則第８条の15第２項各号に掲げるもののほか、次の各号によるものとする。

一　規則第８条の15第２項第３号の書面は、以下に掲げる書面とする。

ア　計画平面図

　　　　当該申請に係る採掘範囲を明示した図面であって、申請期間に採取された後の状況を示すもの

　　イ　現況平面図

　　　　当該採取場の申請時の現況を示すもの

　　ウ　全体計画図

　　　　当該申請を含め、当該採取場における全ての採取を終了した後の状況を示すもの

　　エ　求積図及び求積計算書

　二　規則第８条の15第２項第４号の書面は、前号のアからウまでに対応する縦断面図及び横断面図並びに岩石の採取数量計算書とする。

三　規則第８条の15第２項第６号の書面は、別記様式第４号による監督計画書とすること。

四　規則第８条の15第２項第11号の図面及び書面は、次に掲げるものとすること。

ア　土壌汚染対策法等環境関係法令により届出をした施設等の届出書の写し

　　イ　採取する土地及び隣接する土地の地番ごとの所有者並びに地目、地積等を明示した登記所備付けの地図又は地図に準ずる図面の写し

　　ウ　汚濁水、場内の降雨水・湧水、廃土又は廃石のたい積場からの排出水等の処理方法を明らかにした書面

　　エ　次に掲げる者の同意書

(ｱ) 河川、水路等から取水し、又は河川、水路等に放流する場合は、当該河川、水路等における水利権者及び漁業権者

(ｲ) 採取場に隣接又は近接して水利施設その他公共施設があるときは、当該施設の管理者

オ　砕石用原石の採掘を行う採取場において掘下がり採掘（基準地盤面以下の方向に凹地状に行う採掘）を行う場合は、次に掲げる書面

(ｱ) 掘下がり採掘が周辺に及ぼす影響について検討した書面

(ｲ) 掘下がり採掘による岩石採取量計算書

(ｳ) 掘下がり採掘工程表（別記様式第５号）

(ｴ) 採取終了後の跡地利用計画等を明らかにした書面

(ｵ) 掘下がり採掘の跡地の埋戻しに関する第２条第２項各号に掲げる団体の保証書

カ　大谷石の採取にあっては、行政機関が実施する調査等に対して協力することを誓約する書面

キ　その他知事が必要と認める書面

（審査基準）

第５条　法第33条の規定による岩石の採取計画の認可に関する基準は、知事が別に定めるものとする。

（認可書等の交付）

第６条　知事は、前条で定める基準に基づく審査の結果、法第33条の４の規定による認可をしてはならない要件に該当しないと認めるときは、別記様式第６号の１による採取計画認可書を、当該要件に該当すると認めるときは、別記様式第７号による採取計画不認可書を、申請者に交付するものとする。

（変更認可の申請）

第７条　法第33条の５第１項の規定により法第33条の認可に係る採取計画の変更の認可の申請をしようとする者は、別記様式第８号による申請書を知事に提出するものとする。

２　第２条第２項、第３条及び第３条の２の規定は、前項の変更の認可の申請に準用する。

３　第１項の申請書には、第４条に掲げる書類のうち、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付することとする。

４　法第33条の５第１項の規定による採取計画の変更の認可に関する基準は、第５条で定める基準を準用する。

（変更認可書等の交付）

第８条　知事は、前条第４項で準用する第５条で定める基準に基づく審査の結果、法第33条の４の規定による認可をしてはならない要件に該当しないと認めるときは、別記様式第６号の２による採取計画変更認可書を、当該要件に該当すると認めるときは、別記様式第７号による不認可書を、申請者に交付するものとする。

（軽微な変更）

第９条　規則第８条の16の２第２項に規定する軽微な変更に該当する事項に関する基準は、知事が別に定めるものとする。

２　法第33条の５第２項の規定により法第33条の認可に係る採取計画の軽微な変更の届出をしようとする者は、別記様式第９号による届書を知事に提出するものとする。

３　前項の届書に添付する書類については、第３条の２第１項及び第７条第３項の規定を準用する。

（関係市町の長への通報等）

第10条　知事は、法第33条又は法第33条の５第１項の規定による認可又は不認可の処分をしたときは、別記様式第10号又は別記様式第11号により関係市町の長に通報するとともに、別記様式第12号又は別記様式第13号により栃木県公安委員会に、別記様式第14号又は別記様式第15号により当該採取場の所在地を管轄する労働基準監督署に通知するものとする。

（変更命令）

第11条　法第33条の９の規定に基づく採取計画の変更命令は、別記様式第16号の１により行うものとする。

　（休止及び廃止の届出）

第12条　知事は、岩石の採取の休止又は廃止の届出の受理に当たり、職員に採取場の現地調査を行わせるものとする。

２　前項の場合において、坑内掘りにより岩石の採取を行った者が岩石の採取を休止又は廃止するものである場合は、当該採石業者は、前項の現地調査が終了するまで、当該採取場を安全に入坑することができる状態で管理するものとする。

３　知事は、第１項の届出を受理したときは、届出者、関係市町の長、栃木県公安委員会及び当該採取場の所在地を管轄する労働基準監督署に通知するものとする。

（緊急措置命令等）

第13条　法第33条の13第１項の規定に基づく緊急措置命令は、別記様式第16号の２により、同条第２項の規定に基づく措置命令は、別記様式第16号の３により行うものとする。

２　知事は、前項の命令を行ったときは、関係市町の長、栃木県公安委員会及び当該採取場の所在地を管轄する労働基準監督署に通知するものとする。

（岩石の採取を廃止した者に対する命令）

第14条　法第33条の17の規定に基づく命令は、様式第16号の４により行うものとする。

２　前条第２項の規定は、第１項の規定による命令に準用する。

（立入検査）

第15条　法第42条第１項の規定に基づき、職員に岩石採取場又は事務所に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿書類を検査させる場合の必要な事項については、知事が別に定める。

（標準処理期間）

第16条　法第32条の規定による採石業者の登録に係る標準処理期間は、15日とする。

２　法第33条の規定による採取計画の認可及び第33条の５第１項の規定による採取計画の変更の認可に係る処分の標準処理期間は、知事に申請書が到達してから55日とする。

附　則

１　この要綱は、平成11年10月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

２　適用日前に法第33条に規定する認可を受けた採取計画の変更認可申請については、なお従前の例による。

３　同一の採取場で継続して法第33条の３の規定による認可申請をする場合における第６条の連帯保証人については、適用日以後最初になされる申請に限り、その１人を同業者等とすることができる。

附　則

この要綱は、平成13年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成16年３月31日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成17年4月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成18年７月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成27年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成28年４月１日から適用する。

　　　附　則

１　この要綱は、平成30（2018）年８月１日から施行する。

２　第１項の規定にかかわらず、第７条の規定に基づく採取計画の様式については、この要綱の施行の日から３か月が経過するまでの間、旧要綱の様式によることができる。

附　則（令和３年３月25日改正）

この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

附　則（令和７年２月18日改正）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別記様式第１号及び第８号の栃木県収入証紙貼付け欄の改正については、令和９年４月１日から施行する。